

境港市健全化判断比率等審查意見書

(令和6年度決算)



境港市監査委員

発 境 監 第 2 3 号

令和 7 年 9 月 22 日

境港市長 伊達 憲太郎 様

境港市監査委員 草場 哲也

境港市監査委員 森脇 哲雄

境港市監査委員 荒井 秀行

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査に係る意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和6年度決算に基づく 境港市実質赤字比率
- (2) 令和6年度決算に基づく 境港市連結実質赤字比率
- (3) 令和6年度決算に基づく 境港市実質公債費比率
- (4) 令和6年度決算に基づく 境港市将来負担比率
- (5) 令和6年度決算に基づく 境港市資金不足比率

2. 審査の期日 令和7年8月4日

3. 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。担当職員から説明を聴取してこれを行った。

4. 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく、健全化判断比率、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令にしたがって、いずれも適正に作成されており、これらの値は正確であると認められる。

その状況とこれらについての審査意見は、以下に記述するとおりである。

5. 総括意見

(1) 実質赤字比率

対象会計は黒字であった。したがって、比率は生じない。

(2) 連結実質赤字比率

対象会計は黒字であった。したがって、比率は生じない。

(3) 実質公債費比率

令和6年度は3か年の平均で10.3%であり、前年度(10.2%)より0.1ポイント増加している。

早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%である。

(4) 将来負担比率

令和6年度は96.6%であり、前年度(92.2%)より4.4ポイント悪化している。

市債残高の増や公共下水道事業会計の企業債残高への繰入見込額の増などにより、比率が悪化している。早期健全化基準は350.0%である。

(5) 資金不足比率

公共下水道事業会計においては、資金不足は生じていない。

市場事業費特別会計においても、平成25年度以降、資金不足は生じていない。

経営健全化基準は20.0%である。

(6) 結び

いずれも基準以下であり、当市の財政状況は健全なものであると認める。

健全化判断比率の推移

(単位：千円)

1. 実質赤字比率 (令和6年度の早期健全化基準13.58%、財政再生基準20.0%)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
対象赤字額	—	—	—	—	—
標準財政規模	8,701,031	8,469,244	8,297,418	8,508,967	8,087,235
比率	—	—	—	—	—

※ 普通会計が赤字ではないため、対象赤字額と比率は「—」で表記する。

2. 連結実質赤字比率 (令和6年度の早期健全化基準18.58%、財政再生基準30.0%)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
対象赤字額	—	—	—	—	—
標準財政規模	8,701,031	8,469,244	8,297,418	8,508,967	8,087,235
比率	—	—	—	—	—

※ 市会計全体で赤字ではないため、対象赤字額と比率は「—」で表記する。

3. 実質公債費比率 (早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
元利償還金等	772,682	823,949	728,019	732,072	744,410
基礎となる財政規模	7,725,034	7,480,894	7,270,459	7,477,082	7,065,315
比率（単年度）	10.0%	11.0%	10.0%	9.8%	10.5%
比率（3年平均）	10.3%	10.2%	10.1%	10.8%	11.8%

4. 将来負担比率 (早期健全化基準350.0%)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
① 将来負担額	23,685,920	22,486,711	22,072,659	22,887,912	23,168,496
②充当可能財源等	16,222,096	15,583,988	14,969,243	14,671,288	14,450,698
③ (① - ②)	7,463,824	6,902,723	7,103,416	8,216,624	8,717,798
④基礎となる標準財政規模	7,725,034	7,480,894	7,270,459	7,477,082	7,065,315
比率(③ ÷ ④)	96.6%	92.2%	97.7%	109.8%	123.3%

資金不足比率の推移

(単位：千円)

(1) 公共下水道事業会計（令和4年度以前は下水道事業費特別会計）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足額	—	—	—	—	—
事業規模	632,996	561,448	539,146	554,445	531,224
比率	—	—	—	—	—

※ 資金不足が生じていないため、不足額と比率は「—」で表記する。

(2) 市場事業費特別会計

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足額	—	—	—	—	—
事業規模	59,472	59,472	60,642	60,967	61,013
比率	—	—	—	—	—

※ 資金不足が生じていないため、不足額と比率は「—」で表記する。

◎ 経営健全化基準は、20%